

滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与の手引き



(Ver:2.0 作成日：令和8年7月1日)

<問合せ先>
滋賀県健康医療福祉部
医療政策課 看護職確保係
電話：077-528-3613
メール：ef0001@pref.shiga.lg.jp

◆滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金について◆

1. 制度の目的

この制度は、滋賀県内に所在する看護系学科を持つ大学（※）に、一般の入学者とは別の選抜枠（以下「看護地域枠」という。）により選抜され入学し、将来滋賀県内において看護職員（看護師、保健師、助産師）の業務に従事しようとする方に対し、奨学金を貸与し修学を容易にすることにより、県内における看護職員の充足および資質向上に資することを目的としています。

なお、奨学金は貸付金です。**返還免除要件を満たさない場合はすべて返還が必要**になります。要綱・細則に規定された手続き（猶予申請や現況報告等）を怠った場合も返還免除要件の該当を確認できませんので、返還決定する場合があります。

（※）以下の大学の学部・学科が対象です。（令和8年7月時点）

- ・滋賀医科大学医学部看護学科
- ・滋賀県立大学人間看護学部人間看護学科
- ・聖泉大学看護学部看護学科

2. 制度の概要

奨学金の額	年額 60 万円
貸付対象	看護地域枠で選抜 され、将来滋賀県内で看護職員の業務に従事しようとする方
貸付期間	正規の修業期間（最大4年間）
貸付方法	毎年度、1年分を一括貸与（7～8月頃を予定）
貸付利率	無利子

連帯保証人	1人	
選抜方法	各大学の募集要項を参照	
募集人数 (予定)	滋賀医科大学	12人以内
	滋賀県立大学	15人以内
	聖泉大学	18人以内

3. 貸与の申請

(1) 貸与の申請

看護地域枠制度による入試での合格後、入学手続き時に、次の書類を大学に提出してください。(連帯保証人を1人立てる必要があります。)

<提出が必要な書類>

- ・貸与申請書(別記様式第1号)
- ・誓約書(別記様式第2号)
- ・在学する大学の学長が発行する証明書(別記様式第3号)
- ・履歴書(別記様式第4号)
- ・口座振替依頼書(別記様式第5号)
- ・申請者の住民票記載事項証明書
- ・連帯保証人の住民票記載事項証明書
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 貸与についての審査

申請書の受付後、書類審査を行い、貸与を決定します。

(3) 交付のための手続き

貸与決定通知および貸与手続きに必要な書類を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。

<貸与のために必要な書類>

- ・借用証書(別記様式第7号)

※看護地域枠制度による入学生は、県が別に実施する「滋賀県看護職員修学資金」の貸与を申請することはできません。

4. 貸与の方法

貸与金額の年額を一括で指定口座に入金します。休学等の期間については貸与を停止する場合があります。

5 在学中における諸手続き

奨学金の貸与を受けた方は、次表のとおり報告や届出をしなければなりません。手続きを怠った場合には、奨学金の貸与を一時保留することがあります。

	事由	提出書類
①	氏名または住所を変更したとき	・奨学金異動届その1（別記様式第8号） ・変更の事実を証明する書類（住民票記載事項証明書など）
②	連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき	
③	退学したとき	・奨学金異動届その2（別記様式第8号）
④	休学したとき	・奨学金異動届その3（別記様式第8号）
⑤	留学したとき	
⑥	停学となったとき	
⑦	「④」～「⑥」から復学したとき	・奨学金異動届その4（別記様式第8号）
⑧	連帯保証人を変更するとき	・奨学金異動届その5（別記様式第8号） ・新連帯保証人の印鑑登録証明書

6 契約の解除

次のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与契約が解除されます。契約解除後、奨学金はすべて返還しなければなりません。

- ・大学を退学したとき
- ・心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・学業の成績が著しく不良になったと認められるとき
- ・奨学生としてふさわしくない非行のあったとき
- ・死亡したとき
- ・虚偽その他不正の手段により奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき
- ・その他奨学金貸与の目的を達成できる見込みがなくなると認められるとき

※上記に該当する可能性が生じた場合は、まず、滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係（電話：077-528-3613）まで連絡してください。

※奨学金の返還義務が生じた後、引き続き当該大学で看護学を履修する課程に在学している時や、その他やむを得ない理由があるときは、在学中は奨学金の返還を猶予します。

7 卒業時における諸手続き（返還猶予の申請）

（1）返還猶予の申請

本来、奨学金は貸与終了と同時に返還義務が生じますが、一定の要件に該当する場合は、別に指定する期日までに猶予申請をすることで、返還債務の履行が猶予されます。申請をしない場合、要件を満たさない場合は返還となることがありますのでご注意ください。

返還猶予申請の内容を審査し、要件を満たすことが確認できた場合は県から返還猶予決定通知を送付します。

	事由	提出書類
①	免許取得後県内就業するとき (※)	・奨学金返還猶予申請書（別記様式第13号） ・就業証明書（別紙様式）
②	免許取得後進学するとき	・奨学金返還猶予申請書（別記様式第13号） ・進学先の在学証明書
③	在学中に受験した国家試験で不合格となったとき（免許を取得できなかったとき）	・奨学金返還猶予申請書（別記様式第13号）

(※) 返還猶予を受けるためには、**1週間当たりの業務に従事した時間が30時間以上**（生計を同一とする小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合は、20時間以上）である必要があります。

(2) 返還になる場合

以下の事由に該当する場合は、奨学金はすべて返還となります。

	事由	提出書類
①	県内で就業しなかったとき (県外で就業したとき)	なし(県医療政策課あて連絡してください。) ※全額返還になります。借用証書に記載された返還方法に基づき返還請求を行います。
②	看護職として業務従事しなかったとき(養護教諭など)	
③	県内で就業したが、業務従事時間が30時間未満(※)であったとき	
④	大学卒業後1年6月以内に看護職員の免許を取得しなかったとき	
⑤	その他、要綱に定める返還猶予の条件に該当しないとき	

(※) 生計を同一とする小学校就学の始期に達するまでの子がいる方は、1週間当たりの業務に従事する時間が20時間未満である場合は返還となります。

8 業務従事中の諸手続き

(1) 猶予期間中に提出する書類

連絡先および勤務状況の確認のため、毎年度、以下の報告が必要です。

	事由	提出書類
①	県内就業中	・現況届(別記様式第9号) ・就業証明書(別紙様式)
②	産前産後休暇、育児休暇(またはこれらに類する休暇)を取得中	

(2) 産前産後休暇・育児休暇等を取得するとき

産前産後休暇、育児休暇を取得するときや、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できない場合は、返還猶予の申請が必要です。

返還猶予申請の内容を審査し、要件を満たすことが確認できた場合は県から返還猶予決定通知を送付します。

	事由	提出書類
①	産前産後休暇・育児休暇（またはこれらに類する休暇）を取得するとき	・奨学金返還猶予申請書（別記様式第13号） ・就業証明書（別紙様式）
②	災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないとき（※）	・奨学金返還猶予申請書（別記様式第13号） ・取得事由の事実を証明する書類（り災証明書、診断書など）

（※）疾病または負傷により業務に従事できない場合の奨学金返還猶予をする期間は、通算して5年を超えないものとします。

（3）返還免除になる前に離職（退職）したとき

返還猶予期間中に就業先を離職（退職）した場合は、以下の届出が必要です。3か月以内に県内で再就業する場合、または再就業する意思がある場合は、引き続き返還猶予となります。（離職日から3か月以内に再就業する必要があります。）

返還猶予申請の内容を審査し、要件を満たすことが確認できた場合は県から返還猶予決定通知を送付します。

	事由	提出書類
①	離職日から3か月以内に県内で看護職として再就業する意思があるとき	・奨学金異動届その7（別記様式第8号） ・奨学金返還猶予申請書（別記様式第13号） ・就業証明書（または離職日が確認できる書類）
②	県外で再就業するとき	・奨学金異動届その7（別記様式第8号） ※全額返還になります。借用証書に記載された返還方法に基づき返還請求を行います。
③	看護職以外で再就業するとき	
④	離職日から3か月以内に県内で看護職として再就業する意思がないとき	

(4) 離職日から3か月以内に県内で再就業（再就職）したとき

上記(3)①の手続きをした後に県内で再就業した場合は、以下の届出が必要です。届出を怠った場合、または3か月以内に県内で再就業しなかった場合は、奨学金はすべて返還となります。

	事由	提出書類
①	離職日から3か月以内に県内で再就業したとき	・奨学金異動届その6（別記様式第8号） ・就業証明書
②	離職日から3か月以内に県内で再就業できなかったとき	なし（県医療政策課あて連絡してください。） ※全額返還になります。借用証書に記載された返還方法に基づき返還請求を行います。

(5) その他の届出事項

返還猶予中に以下の事項に該当した場合は、次表のとおり報告や届出をしなければなりません。

	事由	提出書類
①	氏名または住所を変更したとき	・奨学金異動届その1（別記様式第8号） ・変更の事実を証明する書類（住民票記載事項証明書など）
②	連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき	
③	連帯保証人を変更するとき	・奨学金異動届その5（別記様式第8号） ・新連帯保証人の印鑑証明書

9 返還の免除

大学を卒業後1年6月以内に免許を取得し、県内において引き続き6年間看護職員の業務に従事したときは、猶予申請することで返還債務が免除されます。

申請をしない場合、要件を満たさない場合は返還決定する場合がありますのでご注意ください。

返還免除申請の内容を審査し、県議会の議決を得て返還免除が決定したときは県から返還免除決定通知を送付します。

<提出が必要な書類>

- ・奨学金返還免除申請書（別記様式第16号）
- ・就業証明書（提出済みの場合は省略可能）
- ・看護師免許の写し

10 返還

返還免除要件を満たさない場合は、借用証書で誓約した内容に基づき奨学金をすべて返還しなければなりません。**（一部免除の要件はありません。）**

返還方法は、月賦・半年賦の均等払い（貸与を受けた期間と同期間以内）または一括払いとなります。

借用証書に記入した返還方法を変更したい場合は、奨学金返還方法変更願（別記様式第12号）を提出してください。

11 延滞利子

奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

ただし、その計算をして得た額が100円未満の場合は、この限りではありません。

12 奨学金制度にかかるQ & A

問1 看護地域枠による入学者は必ず奨学金を借りなければいけませんか。

(答)

看護地域枠制度による入学は奨学金を借りることが条件になりますので、奨学金の借受は必要です。

問2 看護地域枠による入学者は、在学中にどのような支援が受けられますか。

(答)

地域医療に興味を持ち入学した学生が、さらにその意識を高め、近い将来、滋賀県の地域医療のリーダーとして活躍するキャリアを描けるよう、各大学において、看護地域枠制度の入学者のキャリア形成を支援します。

キャリア形成支援の内容は現時点で未定ですが、各大学の強みを活かした特色ある取組により支援をさせていただきます。

問3 看護師免許は卒業後ただちに取得する必要がありますか。

(答)

大学を卒業した日から1年6月以内に免許を取得できなかった場合は、奨学金を全額返還してもらう必要があります。

そのため、看護師国家試験は、現行の日程の場合は、卒業年度とその翌年度の2回の受験機会があることとなります。

問4 免許取得後の就業病院等は具体的に指定されますか。

(答)

具体的な就業先は個々の奨学生が選択することとなります。

問5 免除条件にある就業期間の6年間は連続した期間でなければならないのですか。

(答)

災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない理由がある場合を除き、看護職員として就業していない月があるときは返還となります。

ただし、就業先を離職してから3か月以内に再就業する意思がある場合は、就業していない月があっても返還猶予されます。(離職から3か月以内に他の県内の医療機関等に再就業する必要あり。)

問6 常勤職員として就業しなければ返還になるのですか。

(答)

就業形態は問いませんが、1週間当たりの業務に従事する時間が30時間未満（生計を同一とする小学校就学の始期に達するまでの子がいる方は、1週間当たりの業務に従事する時間が20時間未満）である場合は、常勤職員であっても返還となります。

問7 入学手続き時に誓約書を提出したものの、4年生までの学びの中で、滋賀県内で看護職として従事しようとする考えが変わった場合は、どうなりますか。

(答)

誓約書は法的な拘束力を有するものではありませんが、看護地域枠制度による入学生には、前述のとおり（問3）、滋賀県の地域医療において活躍するキャリアを描けるよう、各大学に置いて入学生に対するきめ細やかな支援をすることとしています。

学生が入学時に志向していたとおり、滋賀県内で活躍する看護職員を目指せるようにしっかりと支援していきます。